

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律について

## 法律改正の必要性

廃棄物の海洋投棄に係る規制強化の国際的な流れを受けたロンドン条約96年議定書の締結に向けた対応

地球温暖化対策としてのCO<sub>2</sub>海底地層貯留の重要性に対する認識の国際的な高まり

### ロンドン条約96年議定書の概要

・廃棄物の海水への投棄を原則禁止等 → H16法改正で措置済み

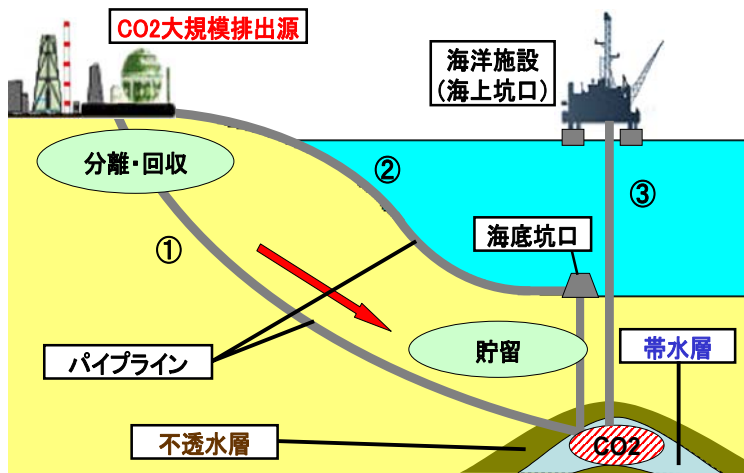
・廃棄物を海底下に廃棄することを原則禁止  
(一部の廃棄物については許可制のもと廃棄可能)

注: 船舶及び海洋施設等からの廃棄(③)に限られる。

→平成19年通常国会において議定書の承認案を審議中。

海洋環境への影響を防止しつつ海底下廃棄できるものとして、CO<sub>2</sub>を規定

### 二酸化炭素海底下地層貯留のイメージ



ロンドン条約96年議定書及び我が国の実態を踏まえ、陸域からの廃棄(①②)を含め、以下の事項に係る法的枠組みを整備することが必要。

廃棄物の海底下廃棄を原則禁止

CO<sub>2</sub>海底下地層貯留による海洋環境への影響を防止

## 改正法の骨子

### 1. 廃棄物の海底下廃棄の原則禁止

廃棄物を海底の下に廃棄することを、2の許可を受けた場合を除き、禁止する。

### 2. CO<sub>2</sub>の海底下廃棄に係る許可制度の創設

(1) CO<sub>2</sub>を海底の下に廃棄しようとする者(陸域から廃棄しようとする者を含む。)は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。

(2) (1)の許可を受けようとする者は、環境影響を評価しなければならないこととする。

(3) 許可を受けてCO<sub>2</sub>を海底の下に廃棄する者は、海洋環境の保全に障害を及ぼさないよう廃棄し、また、海洋環境を監視しなければならないこととする。 等

# 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る 許可制度の流れ(概要)

許可申請者(貯留を行う事業者)

## 申請書類の提出

- 海底下廃棄に関する実施計画、監視計画、環境影響評価書の提出 等

## 許可発給審査

- 海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、基準に適合するものであること、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることの確認、廃棄予定量の確認 等

### 審査の観点

ロンドン条約96年議定書ガイドラインに従って定めた基準

## 環境大臣による許可の発給

不許可

## 海底下廃棄の開始

- 海底下廃棄がされた海域の汚染状況の監視(事業者による監視)(圧力変化等)
- 海洋環境中の二酸化炭素濃度の監視(事業者・国による監視)

### 環境大臣

- 改善命令、停止命令
- 許可の取消し

## 許可の更新

- 海底下廃棄がされた海域の長期間にわたる監視の確保